

ビルやマンションなどの「小規模貯水槽水道」を設置・管理されている皆様へ

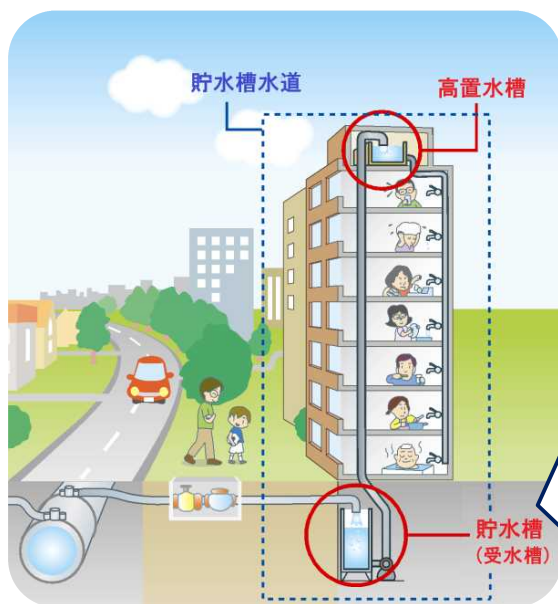
## 小規模貯水槽水道の「調査点検」へのご協力をお願い

札幌市水道局では、小規模貯水槽水道\*が設置されている建物を対象に、計画的に貯水槽の調査点検を行っております。その際「維持管理の適否」や「設備の不具合」などがあった場合には、設備や施設の改善方法などのお知らせやアドバイスを行っております。

この調査点検は、札幌市水道局より委託された(一財)さっぽろ水道サービス協会が行いますので、**お客様の費用負担はありません。**また、貯水槽を経由しない「直結給水切替」の情報提供なども行っておりますので、是非この機会に調査点検をご利用下さい。

(※小規模貯水槽水道とは、水道水のみを水源とする有効容量 10 m<sup>3</sup>以下の貯水槽をもつ給水設備です。)

- 調査点検は、点検業者が対象のお客様に対し事前に文書にてご案内いたします。その後、電話などで日程の調整を行ってから調査員が現地に伺い調査点検をいたします。
- 調査点検に要する時間は、約 15～30 分程度です。断水にはなりません。(施設の状態によっては多少お時間をいただく場合があります。)
- お伺いする調査員は、必ず名札及び腕章を着用し、札幌市水道局発行の受託証明書及び身分証明書を持参しております。調査点検の約束日以外に点検業者を名乗る訪問者があった場合等は必ず身分証等を確認、または、下記の問い合わせ先にご連絡下さい。なお、調査点検において、**物品販売等は一切行っておりません。**



清潔な貯水槽を保つのは **設置者の責務です**

**貯水槽の清掃** 毎年1回以上定期的実施

**施設点検 水質検査** 定期的実施

### 点検内容



【お問合せ先】 〒060-0041 札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地

札幌市水道局給水部 給水装置課 Tel 011-211-7055

ビルやマンションなどを所有・管理されている皆様へ

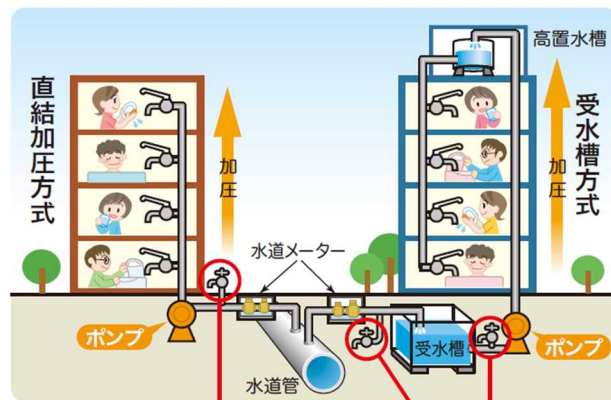
## 給水方式及び停電時給水方法の確認のお願い

札幌市水道局では、平成 30 年北海道胆振東部地震を受けて災害対策の見直し・強化を進めております。先の地震では、電動ポンプを使用しているマンション等では停電により電動ポンプが稼働しなかったため、マンション等の住民は長時間の断水となりました。しかし、停電した際でも、敷地内の水栓や水抜きバルブから給水できる場合があることから、広報を行っております。

つきましては、マンション住民の方等から問い合わせがあることが考えられますので、所有・管理されているマンション等の「給水方式」と「停電時において敷地内に給水が可能な水栓やバルブがあるか」のご確認をお願い申し上げます。

### 電動ポンプで給水されている場合、2通りの方式があります！

- ◇ 直結加圧方式で給水されているマンションの場合  
敷地内に「直圧共同水栓」があり、そこから給水することが可能です。
- ◇ 受水槽方式で給水されているマンション場合  
受水槽周辺の「水抜き用バルブ」から給水できる場合があります。



直圧共同水栓



水抜き用バルブ等



水道料金に関しては管理組合等の負担となります。

普段使用していない散水栓などから給水する場合は、**しばらく水を流してから**お使いください。

【担当】 〒060-0041 札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地

札幌市水道局給水部 給水装置課 Tel 011-211-7055